

● 作業・被ばく状況に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人の対象期間（1月又は3月）ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

1行目のタイトル行は残し、2行目以降にデータを記載すること。

| 提出フォーマット | 備考 |
|---|---|
| <p>元請企業，問合せ先企業，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，性別（男・女），個人番号，中央登録番号，緊急作業従事前の被ばく線量，住所，電話番号，緊急作業時の所属事業場の名称，緊急作業時の所属事業場の所在地，電話番号，現在の所属事業場の名称，現在の所属事業場の所在地，電話番号，</p> <p>対象期間（○年○月分），当月従事開始日，外部被ばく実効線量（mSv），眼の水晶体の等価線量（mSv），皮膚の等価線量（mSv），</p> <p>預託線量（mSv），測定日，撮取日，核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm），核種，計測値（Bq 又は cpm），</p> <p>通常・指定緊急作業の区別（通常・指定緊急），作業の場所，作業の内容，安定ヨウ素剤の使用状況，備考</p> | <p>（個人識別情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日：年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事前の被ばく線量：不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 <p>（対象月分累積線量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの期間の累積線量を報告すること。 ・ 年は西暦で記載すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。暫定値の場合は備考欄に暫定と記載して報告すること <p>（内部被ばく測定結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計測値（Bq 又は cpm）：単位を記載すること。（Bq 又は cpm は数値の後に付け、半角とすること。） <p>（作業の場所・作業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の場所：通常作業の場合も記載することが望ましいこと。東電福島第一原子力発電所での放射線業務（通常作業を含む）は当該施設名称を記載することが望ましいこと。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">• 作業の内容:指定緊急作業の場合に記載。 報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。 作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。• 安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。 |
|--|---|

● 日々の被ばく線量に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回の測定ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

1行目のタイトル行は残し、2行目以降にデータを記載すること。

| 提出フォーマット | 備考 |
|---|--|
| <p>元請企業，問合せ先企業，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，個人番号，中央登録番号，測定開始日時，測定終了日時，外部被ばく実効線量（mSv），測定位置（胸、首、手）</p> | <p>（個人識別情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 <p>測定開始時間が不明の場合は当該時刻は「0:00:00」とし、測定終了時間が不明の場合は当該時刻を「23:59:59」と記載すること。</p> <p>（外部被ばく線量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業に従事している場合は1月の間の日々の線量を、通常の放射線作業に従事している場合は3月の間の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。 ・ 測定位置（胸、首、手等）が複数ある場合は、それぞれで作成すること。 |